

## 利用規約

### 第1条 【適用範囲】

本規約は、安曇川スポーツセンター株式会社（以下「当社」といいます。）が「AGELESGOLF LAB & FITNESS」の名称で運営するインドアゴルフクラブ、フィットネスジムクラブ（以下「クラブ」といいます。）およびそれに関連・派生するサービスの利用に関して適用されるものとします。

### 第2条 【会員制度】

- 1 クラブは会員制とします。クラブに入会した者を以下「会員」といいます。
- 2 クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所属を希望するクラブに所定の入会申込書・誓約書等（Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより当該クラブへの入会が認められ、当該クラブ（以下「本クラブ」といいます。）の諸施設を利用することができます。
- 3 会員の契約期間は会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
- 4 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。
- 5 会員は、本規約、利用するクラブが入居する施設内の諸規則、その他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。

### 第3条 【会員区分】

本クラブの会員区分は次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については当社が別途これを定めます。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

### 第4条 【入会資格】

本クラブに入会できる方は、中学校卒業以上の方で本クラブの趣旨に賛同し本規約を承認した方とします。

尚、本クラブはその自由な裁量により入会申し込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。

次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることはできません。

- (1) 本規約および利用する本クラブの諸規則を遵守できない者
- (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている者
- (4) 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有すると本クラブが判断した者
- (5) 医師等により運動を禁じられている者
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (7) 未成年でクラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
- (8) 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
- (9) その他、クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

## 第5条 【 会費と入会金等 】

- 1 会員は、クラブ会費およびクラブ入会金その他当社の定める費用（以下「会費等」といいます。）を、当社所定の方法で支払うものとします。
- 2 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。
- 3 会員は、実際のクラブ利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全額支払う義務があります。また、支払済みの会費等は、本規約の定めがある場合を除き返還されません。
- 4 当社は、会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに各会員に告知するものとします。

## 第7条 【 入退室管理システム 】

- 1 当社は、会員に対し、入退室管理システムのアプリケーションその他クラブ利用のために必要なシステム（以下「セキュリティキー」といいます。）の使用を許諾します。
- 2 本施設に入場する際には、セキュリティキーでの本人認証が必要になります。キーを忘れた場合、本施設に入場することはできません。また、キーを第三者に貸与・譲渡することはできません。貸与・譲渡した第三者が運営会社及びその他の利用者に損害を与えた場合は、連帯して賠償責任を負うものとします。また、貸与・譲渡が発覚した場合は即時退会処分とし、法的措置を講じます。
- 3 セキュリティキーは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
- 4 セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、会員は速やかに当社にその旨を届け、具体的な状況を説明しなければなりません。この場合、当社が相当と認めたときは、会員は、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

## 第8条 【 会員以外のクラブの利用 】

- 1 当社は、プレミアムメンバーに限り1回につき4人を限度として、会員またはその会員がアカウント権限を付与した者と同伴した会員以外の者にクラブ利用を認めます。
- 3 会員以外の者のクラブ利用については、同伴する会員または前項の場合の法人会員が責任をもって、これら会員以外の者に対し、本規約その他規則を遵守させ、連帯して一切の責任を負うこととします。
- 4 第1項もしくは当社が別途許諾した場合のほかは、会員以外の者はクラブを利用できません。

## 第9条 【 会員プランの変更 】

会員は、会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月の10日までに、当社所定の手続きを行うものとし、その場合、翌月初日よりプランが変更となります。

## 第10条 【 休会 】

- 1 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

## 第11条 【 退会 】

- 1 会員は、当社所定の手続きを行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続きは、

原則として当社の指定する電磁的方法によるものとし、当社所定の退会フォームに入力をおこない、当社の受領確認をもって退会となります。

2 退会手続は、退会を希望する月の10日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。

3 本条の退会手続が完了しない間は、クラブの利用がない場合でも通常の会費等が発生します。

4 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続と同時に完納しなければなりません。

## 第12条 【届出等】

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。

2 当社またはクラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等の場合でも、当社は発送後の責を負いません。

## 第13条 【ビジター】

本クラブは、会員が同伴または所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方（以下ビジターという）に本クラブの諸施設を使用させることができます。

尚、この場合、ビジターは事前登録必要となり、別に定めたビジター利用料金を支払うものとしします。

## 第14条 【遵守事項】

会員及びビジターは、本規約に別途定める事項のほか、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

(1) 本クラブの利用にあたっては、クラブに掲示されたルール、慣習上のルール、当社の説明および指示に従うこと

(2) 本クラブまたはその施設・敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動をしないこと

(3) 同業または競業を目的としたクラブの利用をしないこと

(4) 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をクラブまたはその施設・敷地内へ持ち込まないこと

(5) 正当な理由なく他者の所持品に触れないこと

(6) 本クラブの利用を認められていない者を同伴させないこと

(7) 他のクラブ利用者やスタッフを畏怖させる言動をおこなわないこと

(8) 他のクラブ利用者やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をしないこと

(9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をしないこと

(10) 動物（あらかじめ許諾された介助犬は除く。）を館内に持ち込まないこと

(11) 他のクラブ利用者のクラブ利用を妨げる行為をしないこと

(12) 本クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動をしないこと

## 第15条 【入館の禁止、退場】

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。

(1) 本規約および諸規則に違反した者

(2) 第3条に定める入会資格を欠いていた者、または入会後に欠くこととなった者

- (3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者
  - (4) 著しく不潔な身体または服装である者
  - (5) 承諾なくセキュリティキーを使用せずに入館した者
  - (6) 本規約の手續に従わず会員以外の者を入館させた者および当該入館した者
  - (7) 上記のほか、当社において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
- 2 クラブへの入館禁止中の会員は、当該禁止期間中であっても、会費等の支払義務を免れません。

## 第16条 【退会処分】

1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させること（以下「退会処分」といいます。）ができます。

- (1) 本規約（第8条を含み、これに限られない。）および諸規則を遵守しないとき
- (2) クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、本クラブの運営に影響が生じると判断されたとき
- (3) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき（入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。）
- (4) その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき

2 退会処分となった会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。

3 退会処分となった会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。

4 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできません。

## 第17条 【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- 1 (1) 退会又は退会処分
  - (2) 死亡または法人の解散
  - (3) クラブを閉鎖したとき。
- 2 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上精算するものとします。

## 第18条 【会員資格の譲渡禁止等】

本クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

## 第19条 【営業日および営業時間】

クラブの営業日、営業時間については、別に定めます。但し、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

## 第20条 【クラブ施設の利用制限】

1 当社は、次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務に変更はありません。

- (1) 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき

- (2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- (4) その他休業を必要と認めるとき

2 前項の場合、事前にその旨をクラブまたはクラブのホームページ等にて告示します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

## **第21条 【クラブ施設の閉鎖・変更】**

1 当社は、次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により営業不能と認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他クラブの経営上等やむを得ない事由が発生したとき

2 クラブ施設の閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合のほかは、会員の会費等の支払義務に変更はなく、代替利用等の特別の補償は行いません。

## **第21条 【賠償責任】**

1 本クラブまたはその施設・敷地内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

2 会員および本規約上クラブ利用を許諾された者は、自己の責に帰すべき原因により当社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

3 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

## **第22条 【健康管理】**

1 会員及びビジターは各自の責任において健康管理を行うものとします。個人の責任の下に、自身の健康・安全に注意を払い、自らの身体的限界を超えない範囲で本施設を利用し、各種プログラムに参加します。

2 会員及びビジターは本施設を利用中に負傷・疾病などが発生し、罹病した場合、後遺症が発生した場合、または死亡した場合等について、自ら責任を負うことを承諾し、本施設に関わる全ての関係者に対する一切の責任を問わないものとします。

## **第23条 【紛失物・忘れ物・盗難】**

1 会員及びビジターは、本施設に設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。

2 本施設の利用時に発生した紛失・当社に帰責事由のない盗難等については、当社は補償・損害賠償等の責を負いません。

3 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。ビジターについても同様とします。

## **第24条 【通知予告】**

本クラブに関する通知または予告は、クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

## **第25条 【本規約その他の諸規則の改定】**

当社は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

## **第26条 【管轄裁判所】**

本規約または本クラブ利用に関して会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大津地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

附則. 本規約は 2023 年 9 月 27 日より発効します。